

亀山市 交通バリアフリー構想 〔概要版〕



◆ 亀山市交通バリアフリー構想の目的

「亀山市交通バリアフリー構想」は、平成18年12月に施行された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」に基づいて策定するものです。

亀山市においては、市民の多様なニーズにこたえる豊かで質の高いまちづくりに向けて、生活空間におけるバリア（障壁）、心のバリアを取り除き、安心して安全に暮らせる環境づくりが求められています。

こうした課題を解消するため、高齢者、障がい者等が生活上利用する施設を含む一定の地区において、重点的かつ一体的な移動等円滑化を推進します。

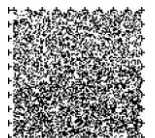


◆ 構想の事業化期間

短期：平成21～22年度を目標とします。

なお、それ以降については、事業の進捗状況の中で具体化を検討します。

各ページに印刷されている四角い図形は「SPコード」です。
専用の読み取り装置を利用すると、音声で内容を確認することができます。



基本理念と基本方針

◆基本理念

高齢者や障がい者等だれもが、安心・安全かつ快適に移動でき、自立した社会生活ができる美しいまちを創りあげることにより、本市の将来都市像である「豊かな自然・悠久の歴史光ときめく亀山」が実現されます。

そして、その実現に向けては、「市民参画と連携・交流で進めるネットワーク型の市民社会の構築」、「地域のポテンシャルを最大限に引き出すこと」及び「安心・安全に軸足を置いたまちづくり」の3つの視点から、戦略的かつ政策横断的に取り組むとともに、「市民力で地域力を高めるまちづくり」を進めることを基本とし、基本理念を次のとおり定めます。

高齢者・障がい者等だれもが、安心・安全かつ快適に移動でき
自立した社会生活ができる美しいまちを創りあげる

— 基本理念 —
市民と地域が育む 安心・安全の 人にやさしい亀山

第1次亀山市総合計画 市民力で地域力を高めるまちづくり

◆基本方針

(1) 市民参画によるバリアフリー化

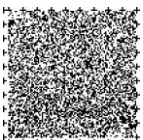
バリアフリーに対する市民や事業者の理解を深めるため、バリアフリー体験や教育、啓発活動を通じて、市民一人ひとりが思いやりの心を大切にした、市民力で地域力を高めるバリアフリーをめざします。

(2) 河岸段丘を前提としたバリアフリー化

平坦な面では通常徒歩による移動を前提としながらも、高低差の大きな箇所では、地域公共交通である市内循環バスと連携し、より安心・安全で快適な移動手段の確立に配慮するなど、本市特有の河岸段丘を前提としたバリアフリーをめざします。

(3) 総合的な視点でのバリアフリー化

道路や施設、公共交通、交通安全などを一体的にとらえ、より円滑な連続性の確保に配慮するとともに、本市のもつ豊かな自然や悠久の歴史に培われてきたまちと調和し、景観にも配慮した快適なバリアフリー環境を確保するなど、総合的な視点でのバリアフリーをめざします。



◆市民、地域、事業者、行政の役割

バリアフリー新法では市民、事業者、行政の役割が定められています。また、本構想では、それらに加えて地域の役割を定めます。

なお、役割の内容には、既に取り組み中のものも含まれます。

(1) 市民の役割

市民は、高齢者、障がい者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性について理解を深めるとともに、これらの者の円滑な移動及び施設の利用を確保するために協力するよう努めます。

また、本構想の進捗状況の把握に努めるとともに、必要に応じて事業段階においても市民参加するなどにより、本構想の円滑な推進に協力します。

(2) 地域の役割

地域では、お互いの人間関係を育むことで、高齢者や障がい者等の日常生活及び社会生活を見守り、必要に応じて支える心を培ったり、これらの者の円滑な移動等への理解を深める場づくりを支援するよう努めます。

(3) 事業者の役割

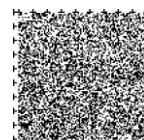
高齢者、障がい者等が日常生活又は社会生活において利用する施設を設置し、又は管理する者は、移動等円滑化のために必要な取り組みを行うよう努めます。

(4) 行政の役割

行政は、国の施策に準じて、移動等円滑化を促進するために必要な取り組みを行うよう努めます。

表 市民、地域、事業者、行政の役割の具体例

市民	<ul style="list-style-type: none">・バリアフリー整備に対する参画・バリアフリー整備に対する点検・評価への積極的な参加・バリアフリーの重要性について理解を深める
地域	<ul style="list-style-type: none">・バリアフリー整備に対する参画あるいは周知・バリアフリー整備に対する点検・評価のための場づくり・バリアフリーの重要性について理解を深める場づくり
事業者	<ul style="list-style-type: none">・バリアフリー整備の実施・バリアフリーに対する職員への教育
行政	<ul style="list-style-type: none">・バリアフリー整備の実施・バリアフリー整備に関する庁内推進体制の整備・公共交通事業者等へのバリアフリー整備に対する支援体制の整備・バリアフリーに関する広報や啓発活動及び心のバリアフリーに関する教育活動の推進



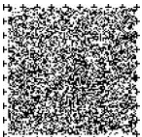
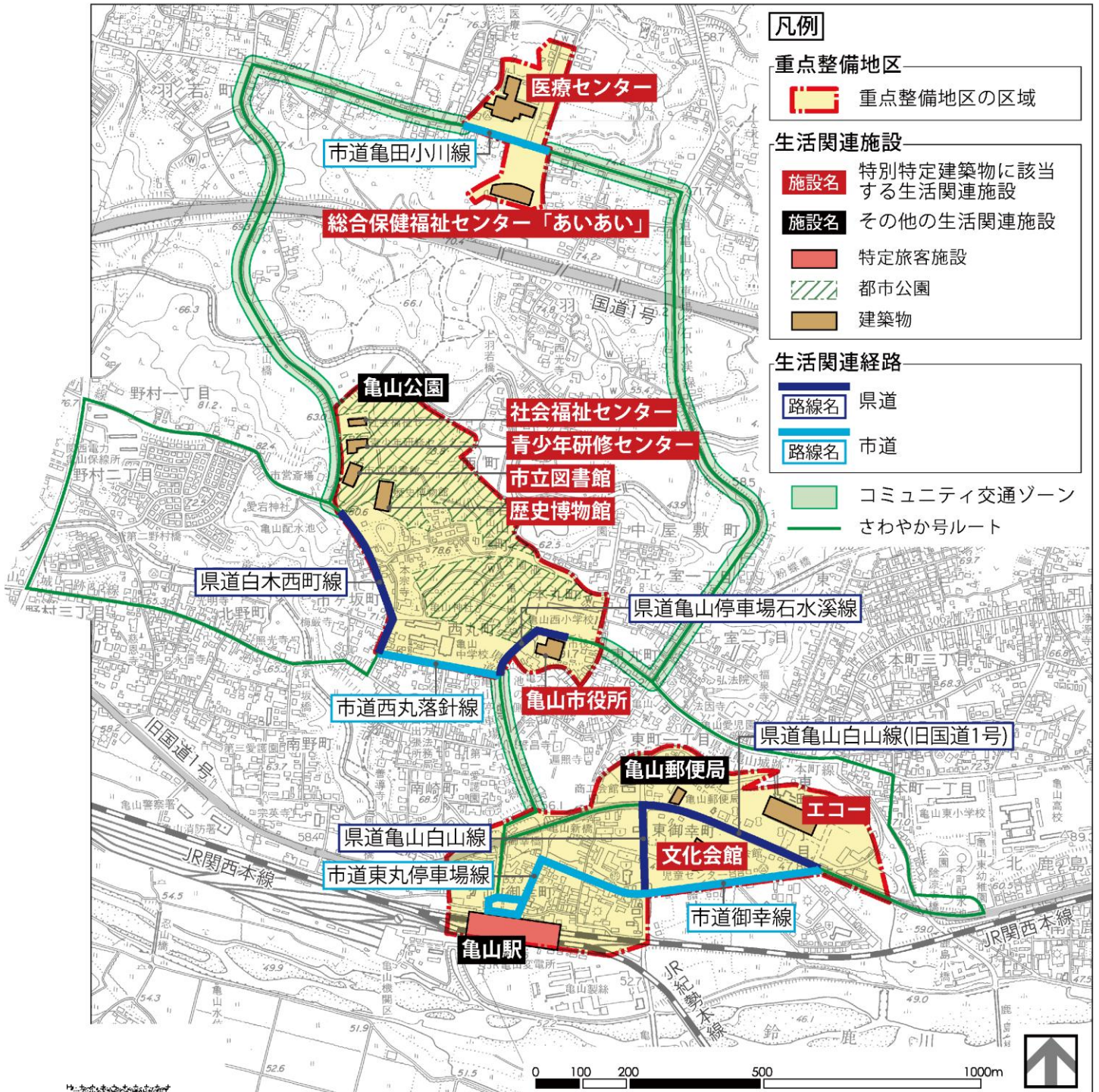
重点整備地区と生活関連施設・生活関連経路の設定

◆重点整備地区の区域の設定

本構想では、地域の拠点駅であるJR亀山駅の周辺、主要な公共公益施設が集積している亀山市役所および亀山公園の周辺、総合保健福祉センター「あいあい」・亀山市立医療センターの周辺の3つの区域をそれぞれ重点整備地区として設定し、優先的にバリアフリー化に取り組んでいきます。

また、各重点整備地区の連携を図るために、それぞれの区域をつなぐさわやか号のルートを設定します。

図 重点整備地区の区域及び生活関連施設・生活関連経路



◆生活関連施設の設定の考え方

生活関連施設は、「高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設」と定義されています。

本構想では、重点整備地区内に立地する施設のうち、特定旅客施設及び都市公園と、主として高齢者や障がい者あるいは不特定多数の人が利用する官公庁施設や文化施設、高齢者や障がい者が利用する機会の多い民間施設を対象に、次のとおり生活関連施設を設定します。

表 生活関連施設

特定旅客施設			亀山駅
都市公園			亀山公園
特別特定建築物	延べ床面積 2,000㎡以上	官公庁施設 文化施設 など	亀山市役所 亀山市文化会館 亀山市立医療センター 総合保健福祉センター「あいあい」
		民間施設	エコー
	延べ床面積 2,000㎡未満	官公庁施設 文化施設 など	亀山市歴史博物館 亀山市立図書館 青少年研修センター 社会福祉センター
延べ床面積2,000㎡未満の民間施設			亀山郵便局

◆生活関連経路の設定の考え方

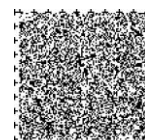
生活関連経路は、「生活関連施設相互間の経路」と定義されています。

本構想では、各重点整備地区内の生活関連施設相互を結ぶ経路を必ず1経路確保し、次のとおり生活関連経路として設定します。

なお、各重点整備地区間の移動は、通常徒歩による移動が困難と想定されるため、市内循環バス（さわやか号）を利用した移動を前提とします。

表 生活関連経路

路線		区間
県道	県道28号亀山白山線	東御幸町交差点～穴淵交差点（旧国道1号） 東御幸町交差点～市道御幸線
	県道302号亀山停車場石水溪線	市道西丸落針線～亀山市役所前
	県道647号白木西町線	市道西丸落針線～亀山公園入口
市道	東丸停車場線	亀山駅～市道御幸線
	御幸線	市道東丸停車場線～穴淵交差点
	西丸落針線	県道亀山停車場石水溪線～県道白木西町線
	亀田小川線	あいあい・医療センター前



バリアフリー化のために実施すべき特定事業等

◆バリアフリー化の考え方と実施する事業

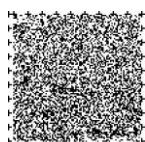
本構想では、短期（平成22年度まで）、中期（平成23年度から平成25年度まで）、長期（平成26年度以降）の3つの期間に分け、それぞれ目標年次を定めて事業を実施します。なお、事業内容及びスケジュールに変更が生じることがあります。

表 整備の考え方と短期で実施する主な事業の内容

施設名／路線名	整備の考え方	短期で実施する主な事業(※1)	
亀山駅周辺	亀山駅	駅構内にエレベーターや多機能トイレ、触知案内板を設置するとともに、点字ブロックを設置・改修します。	
	亀山駅前広場	市道東丸停車場線において、排水溝の蓋やグレーチング(金属製の排水溝の蓋)を改修します。	
	市道東丸停車場線		
	県道亀山白山線	勾配や段差の解消、点字ブロックの改修または設置などにより、移動しやすい歩道の整備を進めます。	北側(エコー側)歩道の勾配や段差の解消、点字ブロックの設置をします。
	市道御幸線	排水溝の蓋やグレーチングを改修します。また、東丸停車場線との交差点付近の拡幅・改良、文化会館より東側の点字ブロックの改修をします。	
文化会館	障がい者用駐車場や玄関へのアプローチ、廊下・階段などのバリアフリー化を進めます。	トイレのブース内を使いやすいものとなるよう改良します。	
市役所・亀山公園周辺	県道亀山停車場石水溪線	西丸落針線(亀山中学校前)の拡幅、勾配や段差の解消、点字ブロックの改修または設置などにより、移動しやすい歩道の整備を進めます。	県道亀山停車場石水溪線において、東側(市役所側)歩道の点字ブロックを改修します。
	県道白木西町線		
	市道西丸落針線		
	亀山市役所(※2)	各施設において、障がい者用駐車場や玄関へのアプローチ、廊下・階段などのバリアフリー化を進めます。	青少年研修センターを除く各施設において、点字ブロックの設置、スロープに手すりの設置をします。また、市役所トイレのブース内の改良や図書館の障がい者用トイレの改修をします。
	社会福祉センター		
	市立図書館		
	歴史博物館		
青少年研修センター	構内道路の整備や障がい者用トイレ(歴史博物館前)の改修を進めます。	点字ブロックの設置済み部分、障がい者用トイレを改修します。	
亀山公園			
あいあい周辺	市道亀田小川線	勾配や段差の解消、点字ブロックの改修または設置などにより、移動しやすい歩道の整備を進めます。	排水溝の蓋やグレーチングを改修します。
	あいあい	各施設において、障がい者用駐車場や玄関へのアプローチ、廊下・階段などのバリアフリー化を進めます。	あいあいにおいて、歩道から敷地内通路まで、玄関からバス停まで、1階フロアにそれぞれ点字ブロックを設置し、玄関の点字ブロックを改修します。
	医療センター		

※1 短期で実施する事業の一部は中期にかけて継続的に実施します。

※2 市役所では、平成20年度に、1階カウンターまわりの整備や点字ブロックの改修、思いやり駐車場の設置を行いました。



◆ バリアフリー化のための事業の実施箇所(※一部、実施を検討する事業を含みます)

図 亀山駅周辺にて実施する事業の実施箇所

短期(平成22年度まで)で実施する事業

中長期(平成23年度以降)で実施する事業

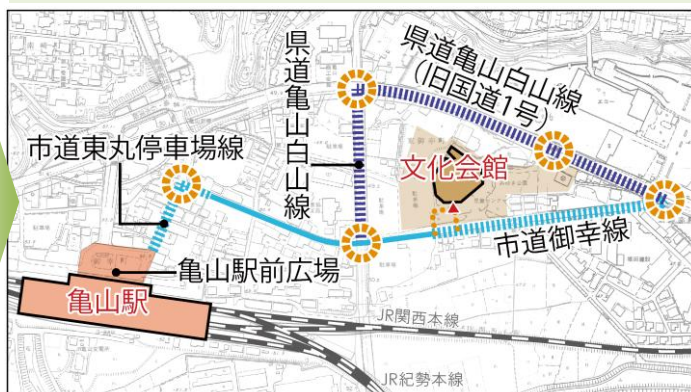
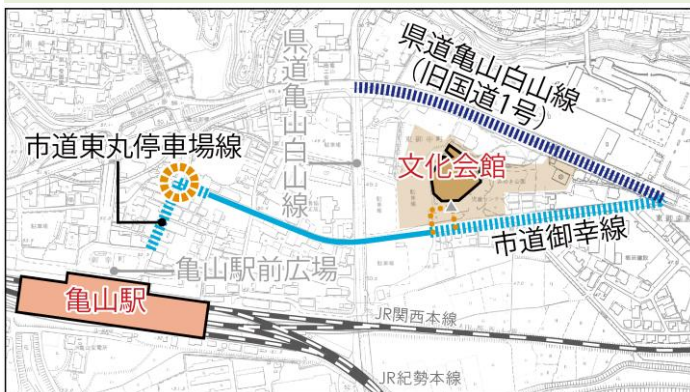


図 市役所・亀山公園周辺にて実施する事業の実施箇所

短期(平成22年度まで)で実施する事業

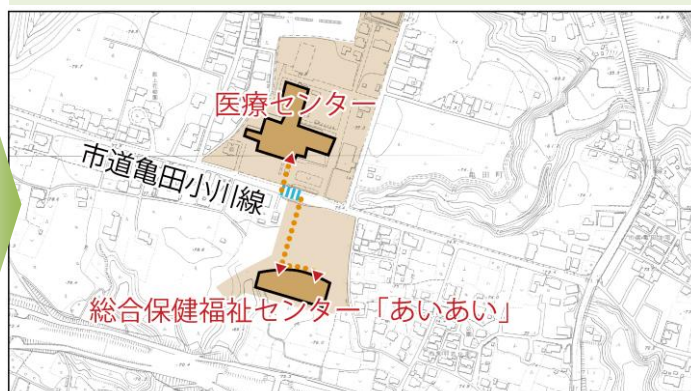
中長期(平成23年度以降)で実施する事業



図 あいあい周辺にて実施する事業の実施箇所

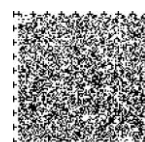
短期(平成22年度まで)で実施する事業

中長期(平成23年度以降)で実施する事業



凡例

生活関連経路	県道	市道	生活関連施設
事業を実施する区間	■■■■■	■■■■■	施設のバリアフリー化
既にバリアフリーに配慮されている経路	—	—	施設玄関への経路
交差点のバリアフリー化	☀		施設の玄関



バリアフリー化の実現に向けた取り組み

本構想を今後効果的に推進していくためには、各事業の調整をはじめ、高齢者や障がい者、地域住民の方などの多様な視点で検証していくことが重要となります。このため、次のような取り組みを行い、継続的にバリアフリー化の実現をめざします。

◆心のバリアフリーの推進

施設の整備だけではなく、違法駐車や放置自転車などを行わない、移動空間に看板をはみ出さない、点字ブロックの上に物を置かないなど、高齢者や障がい者等の立場にたった配慮ができるよう、福祉やバリアフリーに対する理解或いは関心を高めるための情報提供や、啓発活動を推進していきます。

◆市民や地域、事業者、行政の協働による推進

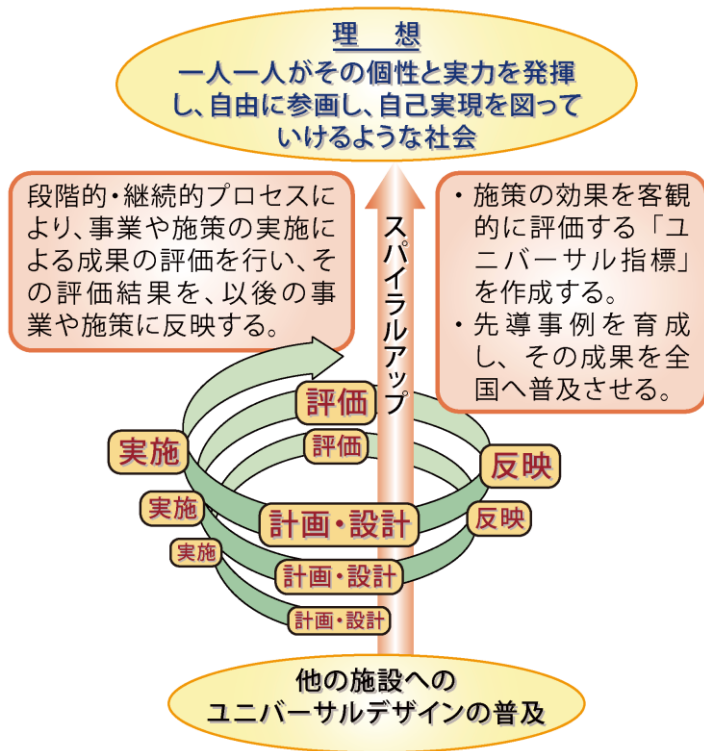
(1) バリアフリー構想の継続的な推進

本構想の実現に向けて、事業完了後も、市民や地域、事業者等の参加により検証を行い、さらに改善していく段階的・継続的な取り組み(スパイラルアップ)が重要となることから、事業の実施状況をふまえ、必要に応じて実施した事業のフォローアップを行うとともに、継続的に基本構想を評価し、見直ししていくよう努めます。

(2) 事業化段階での住民参画の場づくり

必要に応じて事業化段階で、高齢者や障がい者、地域住民等との意見交換の場を設けるなど、住民参画の手法を取り入れたよりきめの細かい事業推進に努めます。

段階的・継続的な取組



◆総合的なバリアフリー化の推進

高齢者や障がい者等だれもが、安心・安全かつ快適に移動でき、自立した社会生活ができる美しいまちを創り上げるためには、本構想を第1段階として積極的な事業推進を図るとともに、継続的にバリアフリー化を図っていくためのスパイラルアップの考え方にに基づき、市民や地域、事業者等との協働により中長期的・総合的に取り組んでいきます。

亀山市交通バリアフリー構想〔概要版〕

平成21年3月

亀山市 企画政策部 企画経営室

〒519-0195 三重県亀山市本丸町577番地

TEL:0595-84-5123 FAX:0595-82-9685

